

# Business calendar

## 2023.11 November

給与振込の时限：振込指定日の3営業日前の16時まで

営業日とは、土日祝祭日を除く日です。給与振込の多い日に色を付けていますが、色がついていない日付でも振込指定日として指定可能です。

※土日祝祭日と金融機関休業日は振込指定日としてご指定頂けません。下記カレンダーは10、15、20、25、月末日が土日祝祭日の場合、前営業日に前倒しすることを前提に作成しております。

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
29	30	31	01	02	文化の日 03	04
05	06	07 11月10日給与時限 16:00まで	08	09	10 給与振込 11月15日給与時限 16:00まで	11
12	13	14	15 給与振込 11月20日給与時限 16:00まで	16	17	18
19	20 給与振込 11月24日給与時限 16:00まで	21	22	勤労感謝の日 23	24 給与振込 ※11月25日(土)の為	25
26	27 11月30日給与時限 16:00まで	28	29	30 給与振込	01	02
03	04					

### 11月の税務・労務チェックリスト

#### 税務

- 10日  10月徴収分源泉所得税・住民税の納付
- 15日  所得税の予定納税額の減額申請
- 末日  9月決算法人の確定申告・納付  
(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
- 3月決算法人の中間(予定)申告・納付  
(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
- 6月・12月決算法人の消費税の中間(予定)申告・納付  
※直前消費税確定申告400万円以下は要しない
- 11月中  所得税の予定納税額の納付(第2期分)
- 個人事業税の納付(第2期分)  
※都道府県の条例で定める日

#### 労務

- 10日  一括有期事業開始届(10月分)の提出
- 末日  健康保険・厚生年金の保険料納付
- 健康保険印紙受払等報告書提出
- 雇用保険印紙保険料納付(使用)状況報告書提出
- 継続・有期事業概算保険料延納額(12~翌3月分)の納付

◎当該日が土日祝祭日等の場合にはこのスケジュールに該当しない場合がありますのでご注意ください